

み たかだい 三鷹台団地解体工事に係る資材の再資源化

受賞機関 都市基盤整備公団東京支社設計部建替土木課

はじめに

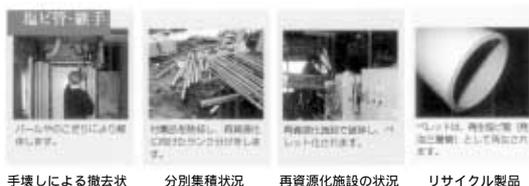
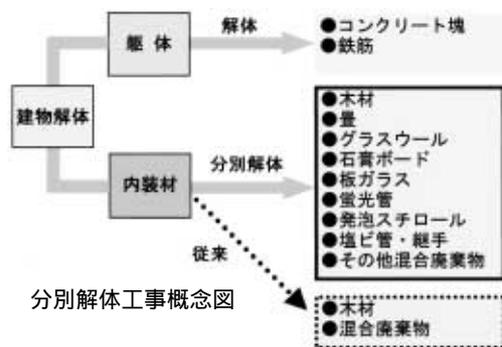
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が、平成13年5月より一部施行となり、建設副産物の適性処理と再資源化の促進に向け、建築物などの分別解体や再資源化が本格化している。

都市公団では、建替事業に伴い昭和30年代に建設した住宅の解体工事を行っている。この解体工事で発生する建設副産物のリサイクル化については、従来から積極的に取り組んでおり、建設リサイクル法で特定建設資材として再資源化が義務づけられた3品目のうち、コンクリート塊及びアスファルト塊については、既に概ね100%のリサイクル化を達成し、木材についても積極的にリサイクル化を図っているところである。

しかし、一般に混合廃棄物といわれる建物内装材は、そのほとんどが、リサイクルされないで埋立処分されている。そこで、公団では更なるリサイクル化の促進のため、混合廃棄物のリサイクル化の試行実施を行った。

事業概要

事業箇所：都市公団 三鷹台団地（東京都三鷹市）
工事期間：平成12年8月～平成13年6月
分別解体戸数：中層住宅4棟190戸



建物躯体解体状況

事業の特徴

建設副産物モデル分別解体工事は、三鷹台団地（第1期）基盤整備工事（建物解体工事等）において実施した。これは、従来、混合廃棄物として中間処理施設へ搬出していた建設副産物を、できるだけ現地で分別解体、保管を行い、直接再資源化事業者へ搬送し、リサイクルを促進する試みである。このことにより、リサイクル率の一層の向上が図られ、また、逼迫する最終処理場への負荷を軽減するだけでなく、社会問題になっている不法投棄の抑制に寄与するものである。モデル分別解体工事で扱った混合廃棄物は、従来から再資源化しているコンクリート塊に加え、石膏ボード、板ガラス、塩ビ管・継手、蛍光灯、発泡スチロール、グラスウール等で、これらを分別回収し、再資源化を図った。

その結果、従来、様々な要因から、分別・再資源化が困難であると考えられていた混合廃棄物について、分別回収要件、受入コスト、受入先等の実体調査により、再資源化が可能となった。モデル分別解体工事では、混合廃棄物量の約70%のリサイクル化ができた。モデル分別解体・回収によるコストの増加はほとんど見られなかった。

これまで、コンクリート塊等のリサイクル化について先導的に役割を担ってきた公団としては、さらに、建設副産物のリサイクルを拡大・追求し、循環型社会における有限な資源の活用を図っていきたいと考えている。